

新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設の 整備手法等について

新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設については、次の整備手法等による実施を予定しております。

1 整備・事業運営手法の概要について

- ①事業用地に事業用定期借地権を設定し、民間事業者に貸し付け
- ②民間事業者による施設の設計、建設を実施
- ③中小企業・ベンチャー企業をメインとしたインキュベーション機能としての研究・オフィススペース、大会議室、飲食・物販スペース等を、創業支援の強化等及び民間事業者との適切なリスク分担設定の観点から、本市が取得
- ④市買取部分については、公共施設として指定管理者制度により管理・運営を実施
- ⑤大企業の研究開発部門等をメインとした研究・オフィススペースは、民間事業者が建設後も引き続き、民間施設として管理・運営を実施

2 事業概要図

